

令和3年9月1日

2号（保育）認定児 保護者 様

若草幼稚園長 壺井燈子

2号（保育）認定児の土曜保育の取扱いについて

日頃より、若草幼稚園の保育・教育活動に際しましては、ご支援ご協力くださりましてありがとうございます。

2号認定児に関する土曜保育については、土曜保育の必要性の認定を受けた園児のみ受入を行っていましたが、下記の通り連絡がありましたので、9月以降の土曜保育に関しまして、土曜日保育の認定の有無に関わらず2号認定児は全員利用可能となりますのでお知らせします。

【常陸大宮市からの連絡内容】

土曜保育認定者についてですが、就労証明書を基に曜日の認定をしていますが、県に確認したところ、土曜保育に関しては、開園が前提なので、就労にかかわらず、曜日の認定をしなくてもよいのではないかという回答でした。

市としましては、今後も就労証明を基に、曜日の認定をしていく予定ですが、土曜の認定がない児童も利用可能と考えます。

上記から、2号認定児は全員が土曜保育の利用が可能となります。また、土曜保育の保育料の追加負担はありません。

但し、保護者（父親若しくは母親等）のどちらかの仕事が休みなど、家庭での保育が可能と考えられる場合は、2号の認定基準である「保育に欠ける理由」に該当しませんので、基本的に利用は控えてください。（※利用申込み受付時に確認を行います。）

お願い※

- ・職員配置の都合上、利用の際には従来通り利用希望日の3日前までに規定の方法によりお申込をお願いします。
- ・利用の際の昼食代は、月額給食費とは別途に実費負担となります。
- ・行事やその他の状況によりご利用頂けない場合もありますので、予めご了承頂けますようお願い申し上げます。